

春日部市税条例の一部を改正する条例

春日部市税条例（平成１７年条例第７５号）の一部を次のように改正する。

（１）次の表中、改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。

改正後	改正前
附 則 （個人の市民税の税率の特例） 第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第１項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。	附 則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。